

一般社団法人日本内分泌学会

四国支部規約

(総則)

- 第 1 条 本内規は一般社団法人日本内分泌学会(以下本学会と略する)定款ならびにその細則を基調とした、四国支部(以下、本支部と略)に関する規定である。
- 第 2 条 本支部を一般社団法人日本内分泌学会四国支部と定める。
- 第 3 条 本支部の事務局を幹事会の指定する場所に置く。

(目的)

- 第 4 条 本支部は四国地方(香川、徳島、高知、愛媛の4県と定める)における内分泌学に関する学術研究および診療の発展、ならびに内分泌学についての一般の啓蒙を行うことを大きな目的とする。

(会員)

- 第 5 条 本支部は四国地方の日本内分泌学会員ならびに本支部の目的に賛同する者よりなる。
- 第 6 条 本支部会員の会費は幹事会で立案し、支部評議員会と総会の承認を得る。

(役員)

- 第 7 条 本支部に以下の役員をおく。
- 支部長 1名
- 副支部長 若干名
- 幹事 各県から2名ずつ、および支部長により推薦された若干名
- 支部評議員 下記の第12条に従う定員
- 監事 2名

(役員を選任)

- 第 8 条 支部長は幹事会において選出され、支部評議員会、総会の承認を得るものとする。
- 第 9 条 副支部長および監事は幹事のうちから支部長が指名し、幹事会、支部評議員会、総会の承認を得るものとする。
- 第10条 幹事は各県2名を各県の支部評議員から互選で選出するものとする。支部長は若干名の幹事を推薦できる。
- 第11条 コンサルタント委員会として、委員長1名、副委員長1名を幹事会で選出し、支部評議員会、総会の承認を得るものとする。コンサルタント委員は支部長、副支部長、幹事を兼任しても構わない。
- 第12条 支部評議員は日本内分泌学会の評議員として適任と認められる会員とする。

(役員の職務)

- 第13条 支部長は本支部の一切の業務を総括し、支部を代表する。
- 第14条 副支部長は支部長を補佐するものとする。
- 第15条 幹事会は支部長、副支部長、各県の幹事から構成される。幹事会では支部総会、支部評議員会に提出する事項、その他支部の運営にとって重要な事項を討議、議決するものとする。
- 第16条 支部評議員は支部評議員会を組織して、支部長ならびに幹事会の諮問事項、その他本支部の運営に関する事項を審議し、本支部の目的を遂行するために努力する。
- 第17条 功労評議員は支部評議員会に出席できるが決議には加わらない。

(役員の任期)

- 第18条 支部長、副支部長および幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第19条 役員は原則として満65歳の誕生日を迎えた年度末をもって任期を満了し、功労評議員となる。

(幹事会、支部評議員会)

- 第20条 幹事会、支部評議員会は支部長が招集する。支部評議員会は年1回開催される学術集会の総会に先立って開催する。幹事会は随時必要な時に支部長が招集する。支部評議員会の議長は支部長が務め、議決は出席委員の過半数による。

(総会)

第21条 総会は学術集会の時に開催する。総会の議長は学術集会長が兼ねる。総会は幹事会、支部評議員会の審議事項を議決する。

(学術集会)

第22条 本支部の学術集会は、原則として年1回開催する。支部学術集会の開催時期は連結決算に影響を及ぼさぬよう毎年11月までとする。

第23条 学術集会の会長は幹事会で推薦し、支部評議員会、総会の承認を得て選出するものとする。

第24条 学術集会の企画、運営は原則として、会長が幹事会と協議の上決定する。

(各県の地方組織)

第25条 現在各県で運営されている種々の内分泌代謝関連の研究会を、一般社団法人日本内分泌学会四国支部の共催または後援の形態にする。

(会計)

第26条 本支部の運営には以下の資金をあてる。

1. 会費
2. 寄付金
3. その他の収入

第27条 監事2名を置き、年度会計は監事の監査を経た後に支部評議員会ならびに支部総会に諮り、承認を得るものとする。

第28条 会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終了する。

(雑則)

第29条 本内規は、平成13年9月1日より適用する。

一部改正 平成 16 年 9 月 12 日

一部改正 平成 17 年 9 月 10 日

一部改正 平成 24 年 9 月 9 日

一部改正 平成 27 年 9 月 5 日